

名古屋市長業法の施行等に関する条例（関係部分の抜粋）

（注：下線部分が改正箇所）

（衛生措置の基準）

第4条 法第4条第2項の規定による衛生措置の基準は、次のとおりとする。

- (8) 浴室その他の入浴者の浴用に供する場所（以下「浴室等」という。）は、常に清潔を保つこと。
- (9) 入浴者の浴用に供する湯又は水は、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 規則で定める水質基準を保つこと。
 - イ 湯栓及び水栓から供給される湯又は水には、浴槽水（浴槽内の湯又は水をいう。以下同じ。）及び再利用をした湯又は水を使用しないこと。
- (10) 前号アに掲げるもののほか、浴槽水は、常に満ちているようにし、次に掲げる措置を講ずること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - ア 塩素系薬剤を用い、浴槽水に含まれる遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つようにして消毒すること。
 - イ ろ過器を設ける場合は、規則で定めるところにより、浴槽水の水質検査を行うこと。
- (11) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に排水して清掃すること。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあっては、毎週1回以上、浴槽水を完全に排水して清掃すること。
- (12) ろ過器その他の設備は、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア ろ過器は、毎週1回以上逆流洗浄（湯又は水を逆流させてろ過器内を洗浄することをいう。以下同じ。）その他の適切な方法により汚れを排出し、及び消毒すること。
 - イ 湯又は水を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。
 - ウ 集毛器は、毎日清掃し、及び毎週1回以上消毒すること。
 - エ 気泡発生装置等（気泡発生装置その他の水の微粒子を発生させる設備をいう。以下同じ。）は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
 - オ 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を回収する配管及び当該湯又は水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の内部は、頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、回収槽の湯又は水を塩素系薬剤を用い消毒すること。
 - カ 湯又は水を浴槽とろ過器等の間で循環させるための配管の内部に生物膜がある場合には、これを除去すること。
 - キ 浴槽とろ過器の間に設けられた設備等は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
- (13) 浴用に供する湯を貯留する貯湯槽を設ける場合は、その湯の温度は、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。
- (14) 第10号アに規定する浴槽水の消毒、同号イに規定する浴槽水の水質検査その他浴用に供する設備の衛生管理に係る措置の実施状況について記録し、及び保存すること。
- (15) 洗面設備は、常に清潔を保ち、湯及び水は、飲用に適するものを供給すること。
- (16) 便所は、常に清潔を保つこと。
- (17) 客室その他適当な場所には、くず入れ容器を備えること。

（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第6条 令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (4) 客室に入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 浴室等は、当該客室の外から容易に見通すことができない構造であること。
 - イ 次号イからクまで（ク（ア）及び（イ）に掲げるものを除く。）に規定する基準を満たすこと。
- (5) 共同浴場を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 浴室等は、次に掲げる基準を満たしていること。
 - （ア）脱衣室及び洗い場は、適当な広さを有すること。
 - （イ）男女別に区画し、相互に見通すことができない構造であること。
 - （ウ）浴場外から容易に見通すことができない構造であること。
 - （エ）脱衣室は、浴室とは扉等により区画されていること。
 - （オ）浴室等の床その他適当な場所は、不浸透性の構造その他の公衆衛生上支障がない構造であること。
 - イ ろ過器を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。
 - （ア）ろ過器は、1時間当たりの処理能力が浴槽の容量以上のものであること。
 - （イ）ろ過器は、逆流洗浄その他の適切な方法により汚れを排出することができる構造であること。
 - （ウ）ろ過器に湯又は水を送る経路上に集毛器を設けること。
 - （エ）ろ過器内に湯又は水が入る直前に塩素系薬剤の注入口又は投入口を設けること。
 - （オ）ろ過した湯又は水が浴槽の底部に近い部分から流入される構造その他の公衆衛生上支障がない構造であること。
 - ウ 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を浴用に供しない構造であること。ただし、次に掲げる措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (ア) 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を、回収槽を経由して、ろ過器に送る構造であること。
(イ) 回収槽は、内部を容易に清掃できる位置及び構造であること。
(ウ) 回収槽の湯又は水を消毒することができる設備を設けること。
エ 気泡発生装置等を設ける場合は、空気取入口からほこり等が入らない構造であること。
オ 打たせ湯を設ける場合は、循環している浴槽水を用いない構造であること。
カ 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。
キ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が浴室の浴槽に流入しない構造であること。
ク 蒸気室又は熱気室(以下「蒸気室等」という。)を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。
(ア) 換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。
(イ) 蒸気室等の室内の状態を容易に見通すことのできる構造であること。
(ウ) 室内には、非常用ブザー等を備えること。

名古屋市長官公署等施行細則（関係部分の抜粋）

（注：下線部分が改正箇所）

（変更及び停・廃業の届出）

- 第5条 規則第4条の規定により届出をしようとする者は、営業変更届(第4号様式)、営業停止届又は営業廃止届(第5号様式)を保健所長に提出しなければならない。
- 2 前項の営業変更届には、保健所長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による営業変更届であって、旅館業の施設の増築、改築その他構造設備の変更に係るものを提出した者は、使用前に保健所長の検査を受けなければならない。

（水質基準）

- 第8条 条例第4条第2項第4号アの規則で定める水質基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準とする。ただし、第1号ア及びイ並びに第2号アからエまでに掲げる基準にあっては、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、その全部又は一部を適用しないことができる。
- (1) 浴槽水(浴槽内の湯又は水をいう。以下同じ。) 次に掲げる基準
- ア 濁度は、5度以下であること。
イ 次のいずれかの要件を満たすこと。
(ア) 有機物(全有機炭素(TOC)の量をいう。以下同じ。)は、1リットルにつき8ミリグラム以下であること。
(イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
ウ 大腸菌は、1ミリリットルにつき1個以下であること。
エ レジオネラ属菌は、検出されないこと。
- (2) 浴槽に新たに供給される湯若しくは水又は湯栓若しくは水栓から供給される湯若しくは水 次に掲げる基準
- ア 色度は、5度以下であること。
イ 濁度は、2度以下であること。
ウ 水素イオン濃度は、水素指数5.8以上8.6以下であること。
エ 次のいずれかの要件を満たすこと。
(ア) 有機物は、1リットルにつき3ミリグラム以下であること。
(イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき10ミリグラム以下であること。
オ 大腸菌は、検出されないこと。
カ レジオネラ属菌は、検出されないこと。
- (3) 前2号に掲げる湯又は水以外の入浴者の浴用に供する湯又は水
レジオネラ属菌は、検出されないこと。

（浴槽水の水質検査）

- 第9条 条例第4条第10号イの規定による浴槽水の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
- (1) 水質検査の項目は、レジオネラ属菌とすること。
(2) 水質検査は、1年に1回以上行うこと。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を24時間以上にわたり完全に排水せずに使用する方式の浴槽にあっては、6月に1回以上行うこと

（管理者）

- 第11条 営業者は、旅館業の施設を自ら管理することができないときは、当該旅館業の施設に係る業務を適正に実施するため、管理者を置かなければならない。